



☆疑問解消！ 11/22 就業規則学習会を開催しました。

WLB事業に取り組んで2年目になりますが、1年目から課題であった“就業規則や諸制度の理解を深める”ことを目的に、学習会を開催しました。この日は時間外にもかかわらず、各職場から29名の方が参加してくれました。今回は、佐渡市職員労働組合の執行部から講師を招き、日ごろ、わかっているようで良くわからない、と言われている『働き方と休み方を考える』をテーマに説明と解説をしていただきました。

まず、世界と比べ日本は労働時間が長い、また有給休日の取得率が最低基準であることなどの紹介があり、更に、労働基準法による労働時間の原則や時間外勤務の考え方の根拠となる36協定などの一般的な制度などについて説明してもらいました。また、佐渡市の規定で“年次有給休暇が時間単位で取得できる”ことが民間に比べより優遇されていること、女性特有の休暇制度について実際の取得事例を交えた話を聞くことが出来ました。

参加者からいただいた学習会のアンケートでは、わかりやすかったと答えた方が多かったのですが、もっと早く知りたかったとの意見もあり、このような学習会の必要性を痛感しました。

また、休暇などの制度を取得する権利はみんな平等にあり、個人の問題ではなく職場全体で「お互い様」と思える環境を作る取り組みが大切であると、改めて思いました。



増家講師の説明に真剣に耳を傾ける職員

皆様のご要望をお寄せください。

『教えて石塚委員長』 第6回目

◆今回は「36協定について」



36協定は、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」といいます。労働基準法の第36条に規定されていることから、一般的に「36(サブロク)協定」と呼んでいます。第36条には、「労働者は法定労働時間(1日8時間)をこえて労働させる場合や、休日労働をさせる場合には、あらかじめ労働組合と使用者で書面による協定を締結しなければならない」と定められています。この協定を結ばなければ、使用者は時間外・休日労働をさせることは出来ません。病院は、急患や入院などの対応で勤務時間が過ぎても仕事が終わらないことが多い職場ですので、毎年4月に使用者の市長と労働組合が書面で“36協定”を結んでいます。

ちなみに今年、両津病院の36協定で定められた時間外労働は…

・1日3時間まで→ ○1ヶ月30時間まで→ ★1年360時間まで としています。

